



特集

新収益認識基準

建設業に与える影響

導入事例

完成された建設業向けパッケージを導入し
長く使える基幹システムが完成
白石建設株式会社さま

コラム

2020年以降の建設業界
建設バブルの行方と労働力の確保

UCHIDA

1番選ばれている クラウド型勤怠管理システム

Touch On Time



勤怠管理は **ピツ** で完了



人件費
¥110,000-

労働時間
80時間

働き方改革
関連法
にも
対応!

集計作業
が
ラクに!

人件費
の
リアルタイム
チェック!

不正打刻
の
防止に!

初期費用 **0** 円 なので導入しやすい!

しかも利用料は **月々の利用者分のみ!**

一番大事なものは「御社」で使っていただけるかどうかです

30日間無料トライアル実施中

建設ITマガジン

ITの力を建設業の力に

Construction
IT Magazine

Vol. 01

2020.5.1

建設ITマガジンとは

建設ITマガジンは内田洋行ITソリューションズが発行する、建設業界のIT導入事例や建設業界に関連するお役立ち情報、最新の業界動向などを紹介する情報誌です。今後も各分野で活躍する皆様にご協力いただきながら、様々な情報を発信して参ります。創刊号の特集は、新収益認識基準が建設業に与える影響について汐留パートナーズ株式会社 公認会計士・税理士の川瀬博之氏に解説いただきます。

Contents

特集

P.2

新収益認識基準が建設業に与える影響

導入事例

P.6

完成された建設業向けパッケージを導入し 長く使える基幹システムが完成

白石建設株式会社 さま

コラム

P.8

2020年以降の建設業界

建設バブルの行方と労働力の確保

セミナーレポート

P.9

～働き方改革完全対応～

『同一労働同一賃金』企業がとるべき対応策

新収益認識基準が 建設業に与える影響

01 はじめに

企業会計基準委員会(ASBJ)は、2018年3月30日に、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(以下、「収益認識基準」)及び企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(以下、「収益認識適用指針」)を公表しました。これらは2018年4月1日より任意適用され、2021年4月1日以降開始する事業年度から強制適用されます。

収益は会社の経営及び業績管理上、重要な指標であり、収益認識基準は、基本的にすべての企業に関係し、重要な影響を及ぼすことが予想されます。今回は2021年の強制適用が着実に迫ってきている新収益認識基準が建設業に与える影響に着目したいと思います。

02 収益認識に関する会計基準の概要

まずは収益認識基準の公表経緯、適用範囲、適用会社、及び基本となる原則について、簡単にご説明いたします。

1 公表経緯

収益認識については、日本において従来、企業会計原則に「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限り」と記載されているのみで、包括的な会計基準はありませんでした。一方、国際的な動きとして、国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発に取り組み、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しました。日本においても、国際的な財務諸表の比較可能性を高める意味で、このような動向に追随し、収益認識基準の公表に至りました。よって収益認識基準及び収益認識適用指針は、基本的にIFRS第15号の内容をそのまま取り入れた上で、実務上の課題に対応すべく代替的な取扱いを上乗せした形となっています。

2 適用範囲

収益認識基準は、金融商品に係る取引やリース取引等を除き、顧客との契約から生じる収益に関して、「企業会計原則」に優先して適用されます。

3 適用会社

収益認識基準には、特段、適用会社の定めは設けられていま

るので、収益認識基準を用いるか否かは、金融商品取引法や会社法の規定によって決まります。即ち、監査対象法人(有価証券報告書作成会社や会社法上の大会社)には、収益認識基準が適用されますが、監査対象法人以外の中小企業には強制適用されないものと見えます。しかし、新たな収益認識基準と従来の企業会計原則との選択権があるとしても、継続適用が前提になる為、目指すべきは新基準の適用であると考えられるでしょう。

4 基本となる原則(5ステップ)

収益認識基準の基本原則は、約束した財又はサービスの顧客への移転を「当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写する」ように、収益認識することにあります。また当該基本原則に従うべく、以下の5つのステップを示しています(収益認識基準第16項及び第17項)。

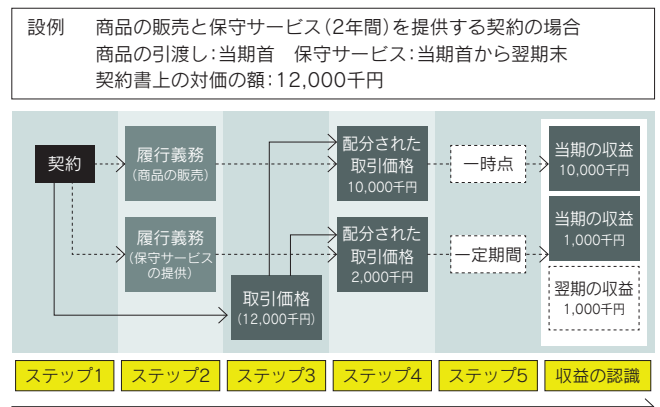
収益認識基準の基本原則 (5ステップ)

	決定するもの
ステップ1 顧客との契約を識別	収益計上単位
ステップ2 契約における履行義務を識別	
ステップ3 取引価格を算定	収益計上単位ごとの取引価格
ステップ4 契約における履行義務に取引価格を配分	
ステップ5 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識	収益計上単位ごとの収益計上時期

ここに出てくる「履行義務」とは、収益認識基準において一つの重要なキーワードと言えますが、顧客との契約において、「別個の財又はサービスを顧客に移転する約束」をいいます(収益認識基準第7項)。

具体的に上記の5ステップをどのように取引に当てはめて収益認識をするのかイメージするため、以下に適用例を示します。

5ステップの適用例



Source: 国税庁 「収益認識に関する会計基準」への対応について ~法人税関係~

Profile 公認会計士試験合格後、有限責任あずさ監査法人にて建設業、電気通信業、情報サービス産業、製造業を中心とした法定監査に従事。税理士法人代表社員を経て、汐留パートナーズ株式会社入社。税務、相続、監査論に広い知見を有する。現在は、IPO支援業務、M&A関連業務、内部統制構築支援等、幅広いサービスを提供している。



03 建設業に与える影響(概要)

収益認識基準が適用になることに伴い、建設業の会計処理の判断基準となっていた企業会計基準第15号「工事契約に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第18号「工事契約に関する会計基準の適用指針」は廃止されます。収益認識基準が建設業に与える影響としては、主に以下の項目が考えられます。

項目	現行との変更点・論点
1 工事進行基準の適用の要件	現行：工事収益総額、工事原価総額、決算日における工事進捗度について信頼性をもって見積もることができるときに、工事進行基準を適用 新会計基準：工事契約における履行義務が一定の期間にわたり充足されると判断される場合に、工事進行基準を適用
2 原価回収基準の認容	履行義務が一定の期間にわたり充足されると判断された場合、進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準を適用（従来は工事完成基準にて処理）
3 工事損失引当金	現行の処理を踏襲
4 複数の履行義務	工事契約に複数の履行義務が含まれている場合、各々を別個の履行義務とするか、単一の履行義務とするか
5 契約変更や追加工事	工事契約の変更後の会計処理
6 変動対価	対価が変動する契約の会計処理
7 重要な金融要素	支払時まで期間が長いケースの金利相当分の調整の要否
8 本人と代理人の区分	建設業者が協力業者など第三者を手配する場合、本人として総額で収益認識か、代理人として純額で収益認識か

04 建設業に与える影響(個別論点)

1 工事進行基準の適用の要件

収益認識基準が建設業に与える影響として、第一に注目されているのが、工事進行基準の適用の可否だと思います。

現行では、工事契約については、工事契約に関する会計基準に基づき、①工事収益総額、②工事原価総額、③決算日における工事進捗度について、信頼性をもって見積もることができる場合には、原則として工事進行基準を適用するとされています。

一方、収益認識基準では、工事契約における履行義務が一定の期間にわたり充足されると判断される場合に、工事進行基準を適用されることとなります。

従来の工事進行基準における、「工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて工事収益を認識する」という点は、収益認識基準における「一定の期間にわたり充足される履行義務」の考え方そのものと言えます。工事進行基準は「一定期間にわたり履行義務が充足される場合」という表現に包括された上で、収益認識基準において存続しているといえます。

工事契約において一定の期間にわたり充足される履行義務と判断されるためには、次の2要件（収益認識基準第38項(2)(3)）のいずれかを満たす必要があります。

	収益認識基準	工事契約に当てはめると…
第38項(2)	企業が顧客との契約における義務を履行することにより、資産が生じる又は資産の価値が増加し、当該資産が生じる又は当該資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配すること	発注者所有の土地で行われる工事で、工事の進行により生じる建設物を発注者が支配できるケース
第38項(3)	次の要件をいずれも満たすこと ①企業が顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じること ②企業が顧客との契約における義務の履行を完了した部分について、対価を受取る強制力のある権利を有していること	建設会社所有の土地で行われる工事で、 ①建設会社が建設した発注者仕様の建設物を他に転用できず、かつ、 ②建設会社は履行した部分に対する対価を受ける権利があるケース

今後、工事進行基準を適用するためには、上記2要件のいずれかを満たしていることを確認し、契約上、契約解除時の補償条項などは明確に示す必要があります。

2 原価回収基準の認容

現行では、工事収益総額、工事原価総額、決算日における工事進捗度について信頼性をもって見積もることができない場合は、工事進行基準は適用できず、工事完成基準が適用されることとなります。

一方、収益認識基準では、履行義務が一定の期間にわたり充足されると判断される場合は工事進行基準が適用され、工事収益及び原価、工事進捗度について合理的に見積もることができないとの理由で工事完成基準を適用するとの定めはありません。

即ち、現状の実務で工事完成基準を適用する工事であっても、履行義務が一定の期間にわたり充足されると判断され、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、発生原価を期間費用として処理するとともに、当該原価のうち回収可能部分を収益計上することとなります。これ

は現行認められていない、いわゆる「原価回収基準」の容認がなされているものです(収益認識基準第45項)。

但し、進捗度を合理的に見積ることができない理由が契約の初期段階であることに起因する場合、当該契約の初期段階に収益を認識せず、進捗度を合理的に見積もることができる時から収益を認識することができるといった代替的な取扱いも定められています(収益認識適用指針第99項)。

また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する、即ち工事完成基準を適用することができることとされています(収益認識適用指針第95項)。

これらは現状の実務をできるだけ踏襲できるように、ASBJが認めた配慮と考えられます。

3 工事損失引当金

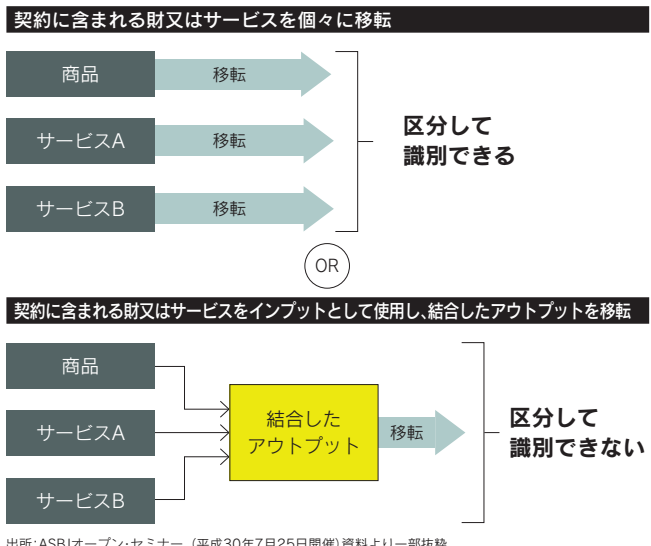
収益認識基準においても、工事契約から損失が見込まれる場合には、現行の処理を踏襲した工事損失引当金の定めを設けています(収益認識適用指針第90項)。

4 複数の履行義務

収益認識基準では収益の計上単位は、契約単位ではなく、履行義務単位となります。

工事契約には、設計、基礎工事、調達、建設、設備の据付、アフターメンテナンスなどをまとめた契約や、解体と新築工事をまとめた契約など、複数の履行義務を含む契約が多く、契約期間も比較的長いケースが多いと思います。このような場合に、各々の履行義務を別個の履行義務として識別するか、統合した単一の履行義務として識別するのが論点となります。

この点、設計、調達、建設、設備の据付など複数の履行義務が含まれる契約であっても、顧客仕様のものに施すサービス、又は財又はサービス間の相互依存性や相互関連性が高い場合は、各々の履行義務を区分できず、単一の履行義務として処理することになります(下図参照)。



出所:ASBJオープン・セミナー(平成30年7月25日開催)資料より一部抜粋

一般的な請負工事は、重要な統合サービス(収益認識適用指針第6項(1))を提供すると考えられ、契約で約束した財又はサービスを区分して識別できず、単一の履行義務として処理することが多いと考えられます(具体例としては収益認識適用指針の設例5-1が参考となります)。

また、上述のような1つの契約に複数の履行義務が含まれているケースだけではなく、1つの建物を完成して引き渡す工事契約にあたって、工期毎に第1期工事、第2期工事というように契約を複数に分けて締結するケースも考えられると思います。この場合も、履行義務としてみた場合には1つの建物を完成して引き渡すという一連の単一の履行義務として処理されるものと考えられます(契約の結合)。

5 契約変更や追加工事

工事契約の変更は、しばしば生じるものです。収益認識基準では、契約の範囲又は価格の変更で、別個の財又はサービスの追加により契約の範囲が拡大される等、一定の要件を満たす場合には、独立した契約として処理すべきこととなっています(収益認識基準第30項)。

契約変更が独立した契約として処理されない場合、契約変更日以前に移行した財又はサービスと移行していない財又はサービスが①別個のものである場合は、契約変更を既存契約の解約及び新しい契約締結として処理し、②別個のものではない場合は、契約変更を既存の契約の一部であると仮定して処理、即ち、契約変更による取引価格の修正は収益の修正とします(収益認識基準第31項)。

これについては重要性の基準が適用されており、契約変更が既存の契約内容に照らして重要性が乏しい場合には、いずれの方法も適用することができることとされています(収益認識適用指針第92項)。

収益認識適用指針の設例4にて、工事契約における契約変更の例が挙げられています。当該設例の契約には、後述する変動対価の要素も組み込まれていますが、契約変更をどう捉えるかという点でも参考になります。ここでは、間取り変更に伴う対価や見積原価の変更がなされていますが、契約上の履行義務はあくまで当初契約の通り、建設物の完成引渡しであることから、当該契約変更も含めて、引き続き単一の履行義務として処理すべきと判断し、契約変更による取引価格の修正は収益の修正として処理しています。

6 変動対価

建設業では、工事完成時期や性能評価の結果により、対価が変動するなど、対価の額が未確定のまま、工事を進めるケースがあります。現行では、信頼性のある見積もりができる場合は工事収益総額に反映させることとなりますが、当該見積りについて具体的な定めはありません。この点、収益認識基準ではこのような変動する可能性のある対価を変動対価といい、最頻値又は期待値のいずれかが適切な方法により、見積もることを定めてい

ます(収益認識基準第50項及び第51項)。また変動対価の見積りは、各報告期間末日に見直す必要があります。

最頻値	発生し得る対価の額で最も可能性の高い単一の金額(考え得る結果が2つのみの場合には適切な見積方法)
期待値	発生し得る対価の額を確率で加重平均した金額の合計額

この際、当該不確実性が解消される際に、収益の著しい減額が発生しないように変動対価の見積りに保守的に制限を加えています(収益認識基準第54項及び第55項)。

変動対価の見積方法(最頻値と期待値のどちらを使用すべきか)については、収益認識適用指針の設例10が参考になります(下記参照)。

設例 10
前提条件
<p>工事契約において、以下の変動対価の要素がある。</p> <p>①対価は2,500,000千円であるが、建物の完成が×2年3月31日より1日遅れるごとに10,000千円減額され、×2年3月31日より1日早まるごとに10,000千円増額される。</p> <p>②建物の完成時に、第三者による検査で、所定の評点が付いた場合には150,000千円の報奨金が受け取れる。</p>

変動対価の見積方法
<p>①対価は完成日によって増減することから、考え得る結果は多数存在。</p> <p>↓</p> <p>期待値による方法が適切と判断。</p> <p>②考え得る結果は報奨金が受け取れるか否かの2つである。</p> <p>↓</p> <p>最頻値による方法が適切と判断。</p>

7 重要な金融要素

工事契約の支払においては、工事債権の回収までに1年超となる支払サイトが長い場合があります。現行では、このような場合でも完成工事未収入金に金利相当分を考慮するといった会計処理は求められていません。即ち、契約に重要な金融要素が含まれていると考えられても、あくまで債権計上額は契約上の対価となります。

一方、収益認識基準では、契約に重要な金融要素が含まれる場合は、取引価格の算定にあたって、金利相当分の影響を調整することとなります(収益認識基準第56項及び57項)。但し、財又はサービスを顧客に移転する時点から1年以内に顧客の支払が見込まれる場合は、金融要素の影響を調整しないことができます(収益認識基準第58項)。

実務上は、どのような場合に「契約に重要な金融要素が含まれている」と判断するのが論点になると思われます。これは単に支払サイトの長短だけではなく、現金販売価格と対価の差額の大きさ、市場金利の影響度もみて判断することとなります。この際の判断は「契約単位」で行い、個々の契約単位で重要性が乏しいと判断したのであれば、それを合算して全体で重要性の判断をすることは求められていません。実務上の利便性に配慮した取扱いと考えられます。

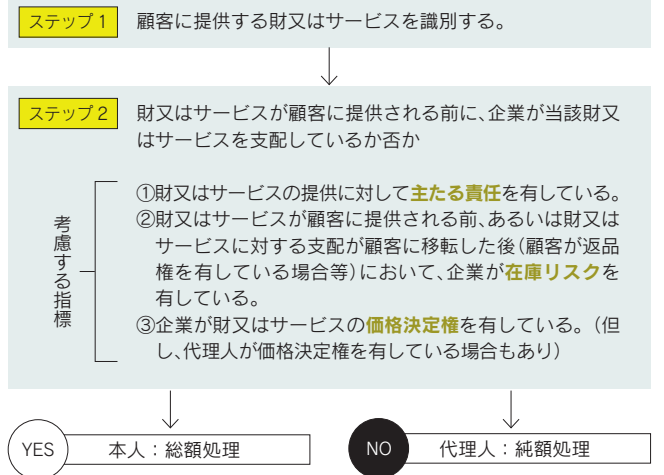
8 本人と代理人の区分

建設業では、建設会社が発注者から指定された協力業者を手配するようなケースがあります。

この場合、発注者との約束が当該財又はサービスを建設会社自ら提供する履行義務である、と判断される(建設会社が本人に該当する)ときには、見込まれる対価の総額を収益として認識します。一方、発注者との約束が、当該財又はサービスを当該協力業者によって提供されるように建設会社が手配する履行義務である、と判断される(建設会社が代理人に該当する)ときは、手数料部分を純額で収益を認識することになります(収益認識適用指針第39項及び第40項)。本人と代理人の区分の判定は、顧客に約束した特定の財又はサービスそれぞれについて行われます(収益認識適用指針第41項)。

収益認識適用指針第42項から47項にて当該判定手順の記載があります。当該適用指針の表現は難解な部分も多いとは思われますが、本人か代理人かの判定においてポイントとなるのは、在庫リスクの有無及び価格決定権の有無といえるでしょう。

本人と代理人の判断手順



05 おわりに

収益認識基準の内容は、膨大かつ難解なものとなっており、建設業に関連する論点も多く含まれていると言えます。2021年の強制適用を睨みつつ、まずは自社に関連する論点をピックアップし、早期に検討に着手する必要があると思われます。また本稿では会計基準についてご説明しましたが、収益認識基準の公表を受けて、平成30年度税制改正において法人税法の一部改正(改正法人税法)、及び2018年5月30日に法人税基本通達の一部改正(改正基本通達)がなされています。収益関連の契約について、従来通りの収益認識が認められるか否かという観点で見直すことを出発点とし、会計と税務で取扱いが異なる部分については、システム改修の有無を含めた検討が必要になると思います。本稿がその際の参考となれば幸いです。



白石建設株式会社さま

業種:総合建設業

『建設業ERPシステム(PROCES.S)』

完成された 建設業向けパッケージを導入し 長く使える基幹システムが完成

USER PROFILE

白石建設株式会社

創立	1949年5月10日
代表取締役社長	北澤 暖
資本金等	10億円
社員数	109名(2020年4月現在)
本社	東京都杉並区高円寺南4-15-11
ウェブサイト	http://www.shiraishi-ken.co.jp/



管理本部長 常務取締役
馬場 裕己様



監査役
青柳 守高様



管理本部 次長
磯貝 哲也様

白石建設株式会社(以下、同社)さまは、個人・集合住宅をはじめ、大使館や公使館など数々の外交施設や教育施設、オフィスビル、公共施設など、幅広いジャンルの建築工事を手がける、総合建設業です。

『品質はすべてに優先する』をモットーに、施工精度への強いこだわりを持ち、同社の建築物は『作品』と呼ばれるほどの品質の高さをそなえ、一流の建築家から絶大なる信頼を得てきました。多くのベテラン技術者が在籍し、高い技術力で多くの建築物に携わる同社が、それまで運用してきた基幹業務システムを刷新するにあたり選択したのが株式会社内田洋行ITソリューションズ(以下、ITS)の建設業ERPシステム「PROCES.S」でした。

旧システムの老朽化に伴い、新システムへの移行が急務であった同社が、その選定にあたり重視したポイントについてお聞きしました。

導入前の課題

- 老朽化した基幹業務システムの刷新
- クラウド対応システムの導入



『可能な限りカスタマイズ不要な、長く使えるパッケージシステムを選択した』

導入の背景

ー以前の業務システムにはどのような課題がありましたか？

旧システムは構築当時からカスタマイズを重ねてきて、かなり無理が出てきていました。Windows XPの終息や消費税増税にも対応しなければならない中で、開発会社のサポートが終了してしまい、これ以上使い続けていくことができない状況になってしまいました。当社では一定の規模の案件に対し



て適用する工事進行基準での管理も、旧システムでは対応することができない状態だったのです。そこで、新しく導

入するシステムは、それらがパッケージで標準化されたものにしたいたいと考えていました。

それまでは当社の業務にシステムの方で合わせた構成になっており、また使用する側も慣れていたので、業務の流れに沿った使いやすい内容になっていたように見えていました。しかし、実は非常に面倒な処理を行っており、二度手間な入力も多く、結果的にはコストがかかっている状態でした。システムを業務に合わせるやり方をそのまま新システムでも踏襲してしまうと、構築コストがかかるだけで



なく、今後またOS対応や法改正などがあるたびに、その都度カスタマイズを行なうこととなります。そこで、業務の方を見直してでも、カスタマイズは極力しないことで、長く使い続けることができるパッケージシステムを選択しようと判断しました。

システム構築のための要件定義の場でも、ITSさんには、業務担当者からカスタマイズの要望が出てても容易には応じないように、と伝えただけでした。PROCES.Sは建設業向けERPシステムとして完成されたものだから、それに業務を合わせることはできるはずだと思っていましたし、最終的にカスタマイズを行なったのは、アウトプット系の機能における、どうしても必要な部分を中心に、希望に近い形になりました。

『クラウド運用を重視し、導入実績の豊富さを評価』

導入のポイント

ーシステムの刷新にあたり、重視されたことはありますか？

クラウド対応であることを重視しました。やはり震災があってからBCPは強く意識しており、基幹業務システムはクラウドで運用したいと考えていました。他社

の同様の建設業向けERPシステムでクラウド運用ができる場所は少なかったし、ITSさんのPROCES.Sは、すでに多くの導入実績もあるということで、判断基準に大きく影響しました。



『さまざまな運用サポートにも非常に期待している』

導入後の効果と今後の展開

ー「PROCES.S」導入後、御社の課題は解決しましたか？

システム稼働後に初めて迎えた9月の中間決算で出てきた改善ポイントが、現在は全て解決しており、問題なく稼働しています。当社が手がける幅広いジャンルの工事、扱う項目の細かさにも対応して管理できています。

今後は、負荷が集中している処理をうまく分散していきたいと考えています。現

場の担当者の業務スキルが一定ではない中で、誰がやっても同じ処理が行われるよう、操作方法のわかりやすさやマニュアル化など、様々な方法で改善できればと思います。また、そのような運用面でのサポートも用意されているという部分も、パッケージを導入したことの利点と考えており、ITSさんには期待していますね。

■ 白石建設さま システム構成図



2020年以降の 建設業界

1 はじめに

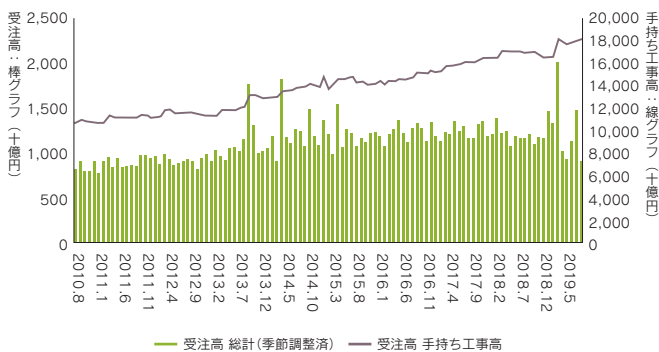
現在、建設業界においては、「建設バブル」と言われるほど高い建設需要が続いています。昨今の需要の高まりは、都市再開発に係る需要、東日本大震災を初めとした日本各地の災害からの復興需要、そして首都圏における交通網、ホテル、各種商業施設への需要など、複数の要因が重なったことによるもので、2020年にピークを迎えるとされています。それでは、時期が過ぎればこの建設バブルも終了してしまうのでしょうか。今回は2020年以降の建設業界の動向について考えてみたいと思います。

2 受注高・手持ち工事高の推移

受注→施工→完成と、一つの案件に長期間を要することが一般的な建設業界の動向を検討するにあたっては、建設会社の「売上高」に加えて、「受注高」が特に重要なファクターになるといえます。「売上高」は、工事の出口部分である「完成された分」のみが反映され、受注直後、施工中のものが含まれません。一方の「受注高」は、受注・施工の段階にある「完成していない分」も含まれるため、将来の業績や業界動向を予想するにあたって重要な要素になるといえます。

今後の建設業界の動向を検討するにあたって、建設業界大手50社における受注高と手持ち工事高（契約済みだが、未着手の工事分）の推移を見てみます。

■ 建設工事受注高および手持ち工事高の推移



上グラフのように、受注高については、ここ10年弱で月々の変動はあるものの、概ね上昇傾向にあると言えるでしょう。特に2013年中頃からは、一際その傾向が顕著になっていることが見

て取れます。手持ち工事高に関しては、10年間でほぼ右肩上がりといえます。即ち、契約はなされたものの未着手の工事が多く残っているということが出来ます。

3 今後の建設需要

先述より、建設業界において手持ち工事は増加していることがわかりました。よって2020年以降も当分は引き続き高い建設需要が維持されることが予想されます。しかし、当然ながら手持ち工事を施工していくのみでは、いずれ建設需要はなくなりません。今後も建設業界における好景気を維持していくためには、新たな受注を獲得していくことが重要です。今後注目される主だった大型案件として以下のものが挙げられます。

- 2025年の大阪万博
- 2027年のリニア新幹線開業
- 都市再開発
- 耐震防災工事

また近年では、新規案件以外にも、既存のインフラにおいて維持・補修・改修を行うといった維持修繕工事の割合が増加しています。これは高度成長期に大量に整備されたインフラ設備が老朽化してきており、修繕改修の時期に差し掛かっていることが背景となっています。

4 おわりに

今回は、2020年がピークとされている需要の高まりの中にある建設業界が、2020年以降どうなっていくのか検討してみました。受注高や手持ち工事高、また既に見込まれている大型案件や維持修繕工事の影響を鑑みると、建設需要は今後もある程度維持されていくものと考えられます。

このように高い需要が維持される中、建設業界で一番の問題となってくるのは、やはり労働力の確保といえるでしょう。労働者の高齢化と減少が進む現在、人材確保のための働き方改革、女性の活躍促進、外国人技術者の育成、また労働生産性向上のためのIT化やAIの導入は必要不可欠となっています。今後続くであろう高い建設需要に対応するためにも、業界全体で、労働力の確保、及び維持を最重要課題として取り組むことが求められています。

執筆者

汐留パートナーズグループ
汐留パートナーズ株式会社 代表取締役
公認会計士(日米)・税理士

前川 研吾 氏



Profile 北海道大学経済学部卒業。公認会計士(日米)・税理士。公認会計士試験合格後、新日本有限責任監査法人監査部門にて、建設業、製造業、小売業、金融業、情報サービス産業等の上場会社を中心とした法定監査に従事。また、同法人公開業務部門にて株式会社公開準備会社を中心としたクライアントに対する、IPO支援、内部統制支援(J-SOX)、M&A関連支援、テューデリジェンスや短期調査等のFAS業務等の案件に数多く従事。2008年4月、27歳の時に汐留パートナーズグループを設立。税理士としてグループの税務業務を統括する。

～働き方改革完全対応～

『同一労働同一賃金』企業がとるべき対応策

目次

- “働き方改革関連法”の全体像
- 法改正の概要
- 【改正法】パート・有期雇用法
- 新ガイドライン
- 基本給見直しの手順
- 職務(役割)評価について
- 活用係数について
- 賃金制度の設計
- 手当・賞与・福利厚生・退職金の対応
- 労働者派遣における同一労働同一賃金

WEBで全文公開中！



講演者

特定社会保険労務士
TOMAコンサルタンツグループ株式会社 取締役
TOMA社会保険労務士法人 代表社員

麻生 武信 氏

概要

2020年2月14日に開催しました「建設・工事業 & マンション管理業 新春ITフェア」での講演、特定社会保険労務士・TOMAコンサルタンツグループ株式会社 取締役・TOMA社会保険労務士法人 代表社員 麻生 武信 氏の『同一労働同一賃金』企業がとるべき対応策～働き方改革完全対応～セミナーについてレポートいたします。

▶ 続きはWEBで！全文公開中です。



次号予告

特集

新型コロナウイルスと建設現場

建設ITマガジン

ITの力を建設業の力に
Construction IT Magazine
Vol. 01
2020.1.1

企画・編集

株式会社内田洋行ITソリューションズ 企画部

制作・デザイン

株式会社デジタル・アド・サービス

株式会社内田洋行ITソリューションズ

〒105-0004

東京都港区新橋6丁目1番11号 Daiwa御成門ビル

TEL:03-5777-5315

https://process.uchida-it.co.jp

禁転写転載

編集後記

現場での業務が多い建設業ではテレワークを活用しにくいと言われてきましたが、今はウェブ会議システムによる打ち合わせや、クラウドを活用した在宅での設計業務、日報の作成、現場写真や図面の管理といった事務作業まで現場や自宅で行うことができるよう、コロナ感染対策の影響で、より急速に活用が進むのではないのでしょうか。

首都圏勤務の私も現在基本的にテレワークです。

はじめは、生活リズムの変化に戸惑いましたが、通勤にかかっていた時間を利用して、始業前のウォーキングが日課になりました。生活にメリハリが出てテレワークともうまく付き合っています。(F.I)